

南線小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法や石狩市のいじめ防止基本方針及びいじめ問題への取組マニュアルを参酌し、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立って、本校の児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）のない学校をつくるために策定します。

1. 本校におけるいじめ防止に向けての基本的な考え方

（１）いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年制定）】 【北海道いじめ防止基本方針 H30 年改訂】

（２）本校におけるいじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

（３）けんかやふざけ合いであっても、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

（４）いじめに係る行為が3ヶ月以上止み、かつ被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する等、継続観察、継続指導を行います。

2. いじめ防止等の対策のための組織

（１）生徒指導委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設け、定期的に関催します。

○名称 いじめ防止対策委員会

○構成 校長、教頭、主幹教諭、生活部校内係（いじめ担当）、養護教諭、学年学級担任、スクールカウンセラー

○実施 年2回開催。ただし、緊急時には校長の判断により「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で迅速な対応をします。

○内容 いじめ調査結果の報告、継続事例に対する取り組み状況・結果報告

（２）職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図ります。

3. いじめ未然防止のための取り組み

（１）学級経営の充実

○アンケートやＱ－Ｕ検査の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努めます。

○わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通じて、いじめについて考えたり理解を深めたりさせます。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。
- (3) 相談体制の充実
 - Q-U検査結果を踏まえ、必要に応じ教育相談等を行い、児童理解に努めます。
- (4) ふれあい活動の実施
 - 「全校なかよし集会」や「異学年交流」(ふれあい遊び)を通し、下学年への思いやりの心を育てます。
- (5) 人権教室等の実施
 - 石狩市奨励プログラムの柱である人権教育を推進するため、全学年で人権教育を実施し、いじめについて考えさせたり、人権について理解を深めさせたりします。
- (6) 思いやり集会の実施
 - 12月の「思いやり集会」に向け、いじめ防止の標語作りやいじめをテーマにした本の読み聞かせを行い、いじめ防止に向けた全校的な環境を整えます。

4. いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携強化
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携が図れるように努めます。
 - 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて、教育委員会や子ども相談センターなどの関係機関と連携し課題解決に努めます。
- (2) 年2回(5月、11月)のいじめアンケートの実施
 - アンケートの結果をもとにいじめの実態を把握し、継続している事例については個別に話を聞いたりして、いじめの原因や解決策について共感的に接し解決していきます。
- (3) アンテナを高くし常にいじめの早期発見に努めます。
 - 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、交友関係や悩みの把握に努めます。

5. いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に相談し、事実の有無を確認します。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)を開き、対応を協議します。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じます。
- (5) 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いが認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大な事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、対応します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図ります。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

7. 学校評価について

いじめの実態把握及びいじめに対する対応を適切に行うために、自己評価シートの項目に入れ、適正に取り組みの評価を実施して改善を図っていきます。

8. 保護者や地域、関係機関と連携した取り組みについて

- (1) いじめ問題が起きたときには保護者との連携を一層密にして、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。
- (2) 学校内で問題解決が難しい場合は、教育委員会(教育支援センター)や子ども相談センター等の関係機関に相談しながら対応します。
- (3) 学校公開学校説明会等を通じて、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校をめざします。

9. その他

本方針は、必要に応じて適時見直しを図って参ります。

(平成26年4月1日策定)

(平成30年4月1日改定)

南線小学校 いじめ防止対策委員会

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは、全ての学校・児童等に起こりうる問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするため、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合には、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生活部校内生活（いじめ担当）教諭、学年・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によって構成する。

(取り組み内容)

第4条 委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、児童や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

具体的には

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取り組み（ＱＵ等の活用）
- ②いじめの状況把握及び分析（アンケート）
- ③いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤いじめを行った児童に対する指導
- ⑥いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）などとの連携
- ⑧その他いじめの防止に係ること

※委員会は、定期的を開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的な取り組み】

【通常】 未然防止・実態把握の取り組み	【緊急時】 いじめ事案発生時の取り組み
○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ問題の取り組みを保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部機関との連携 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営	○緊急いじめ防止対策委員会の開催 （教育委員会・警察等関係機関との連携） ○事例に係わる指導方針の決定と具体的な取り組みの提示・周知 ○専門的知識を有する者との連携（ＳＣ） ○保護者・家庭との連携

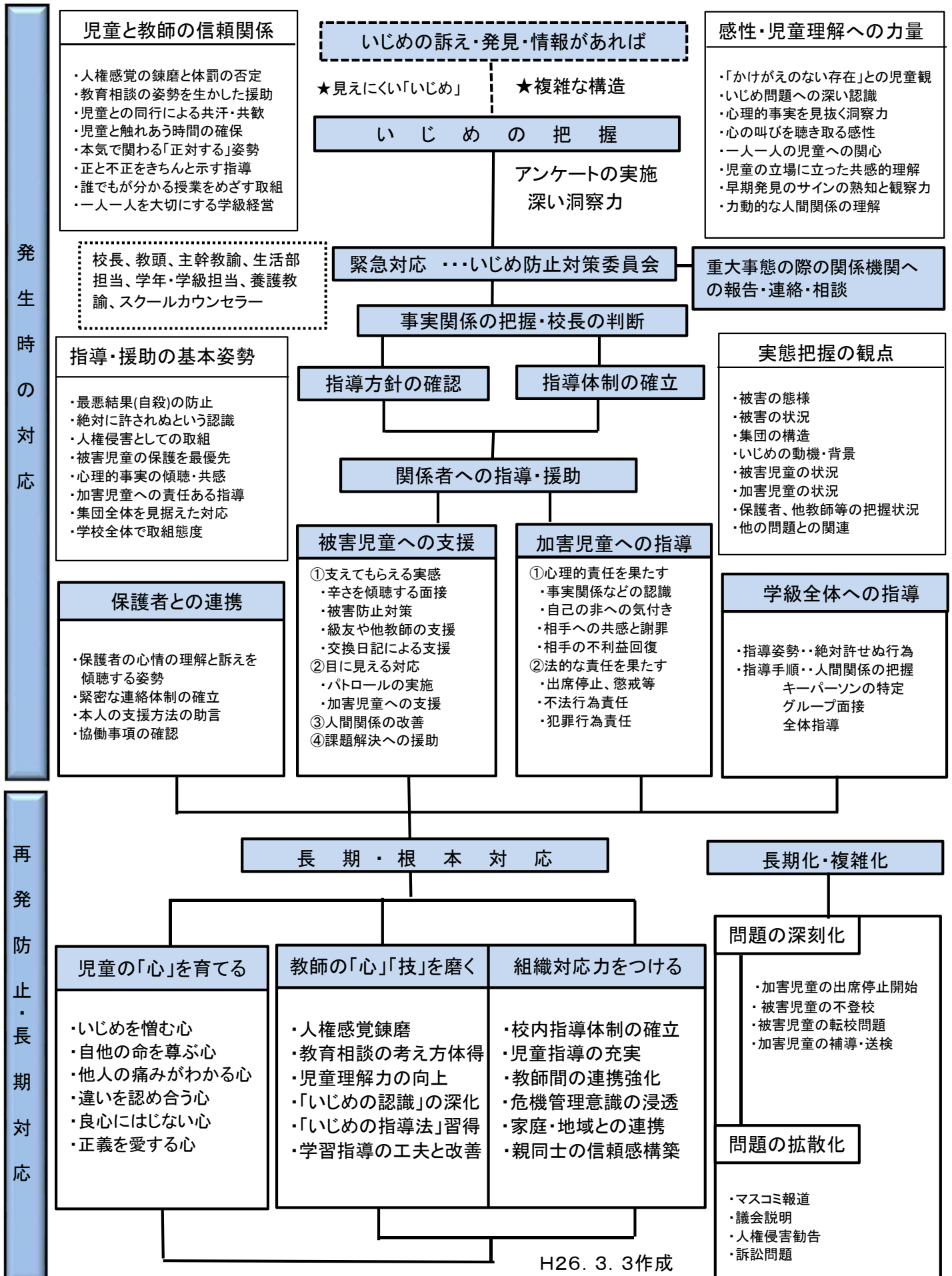
(設置)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。(PDCAサイクルでの取り組み検証)

ベースとなる継続的な取り組み		
・教科、道徳、特別活動、総合的な学習や学校の教育活動全体を通じたいじめ問題へのアプローチ ・学級や職員全員による日常観察 ・担任や学年団による日常の相談活動・指導 ・Q-Uテストによる児童の人間関係の把握 ・児童や保護者等からの情報収集 ・学年部会やケース会議、校内生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会の開催 ・職員会議の開催 ・保護者との連携 ・S C（スクールカウンセラー）との連携 ・他機関との連携 ・職員研修		
月	いじめ早期発見の取り組み	ふれあいを深め、思いやりを育てる取り組み
4	・ケース会議（随時） ・校内生徒指導委員会①	・入学おめでとう集会
5		・人権教室（全学年） ・がんばろう集会
6	・いじめアンケート① →面談→指導等対応 →指導の継続やその後の見取り ・校内生徒指導委員会（いじめ）②	
7	・個人懇談 ・校内生徒指導委員会③	・へいわ集会
10	・いじめアンケート②（兼生活実態調査） →面談→指導等対応 →指導の継続やその後の見取り	・なかよし集会
11	・校内生徒指導委員会（いじめ）④	
12	・個人懇談	・おもいやり集会（思いやり標語の取り組みを含む）
2	・校内生徒指導委員会⑤	
3		・卒業おめでとう集会

いじめの対応マニュアル



発生時の対応

再発防止・長期待